

アンジャーナル Journal

木下吉信市政報告機関誌

第26回 参院選

岸田政権 自公で過半数獲得! ～衆参共に改憲発議の2/3を突破～

《大阪選挙区の得票》

	氏名	政党	府下全体得票数	阿倍野区での得票数
(当)	高木 かおり	維新・現	86万2736票	1万1814票
(当)	松川 るい	自民・現	72万5243票	1万2429票
(当)	浅田 均	維新・現	59万8021票	9349票
(当)	石川 博崇	公明・現	58万6940票	4636票
(次点)	辰巳 孝太郎	共産・元	33万7467票	4869票
	石田 敏高	立民・新	19万7975票	3090票
	八幡 愛	れいわ・新	11万0767票	1775票
	大谷 由里子	国民・新	10万3052票	1347票
	油谷 聖一郎	参政・新	9万7426票	1519票

※大阪選挙区には18人が立候補しましたが、上位9名を記載しました。

《全国比例区の得票》

政 党 名	獲得議席	全国得票数	阿倍野区での得票数
自由民主党	18	1825万6244票	1万2203票
日本維新の会	8	784万5995票	2万0857票
立憲民主党	7	677万1913票	3577票
公明党	6	618万1431票	4013票
日本共産党	3	361万8341票	3641票
国民民主党	3	315万9657票	2058票
れいわ新選組	2	231万9156票	2095票
参政党	1	176万8385票	1888票
社会民主党	1	125万8501票	721票
NHK党	1	125万3872票	1176票

※議席を獲得していない政党は省略しました。

第26回参院選は7月10日に投開票が行われ、自民党が改選議席の過半数となる63議席を獲得、非改選を含めた自民・公明の与党で参院全体の過半数を確保しました。

また、憲法改正に前向きな維新の会や国民民主党などの議席を加えると国会発議に必要な3分の2議席（166議席）を上回る179議席となり、改憲議論が活発化するものとみられます。

衆院では、昨秋の総選挙の結果、自民・公明・維新・国民で3分の2の議席を有しており、岸田首相は「できるだけ早く発議して国民投票に結びつけたい」と意欲を示しました。

★ ★ ★ ★ ★

大阪選挙区では4人の定数に対し18人が立候補しました。結果は別表の通り、前回に続いて維新が2議席、自民・公明が1議席づつで、それぞれ現職が再選されました。

維新の2候補の合計が146万票余り、2位の松川るい候補（自民）の倍以上の得票で相変わらず、地元大阪での維新の強さを見せつける結果となりました。

★★★★★

阿倍野区では、天王寺MIO前やあべのキューズモール前など、連日各政党の街宣車が街頭演説を展開。選挙区の候補者だけでなく、全国比例の候補者も入り交じって大変にぎやかな選挙戦となりました。

選挙中、遊説先の奈良市で安倍晋三元首相が凶弾に倒れ、逝去されました。ここに哀悼の誠を捧げ、ご冥福を心よりお祈り申上げます。

そんな中、自民の松川るい候補は維新の2候補を押さえて最高得票を記録、大阪市内では、中央区と天王寺区とともに自民党が意地を見せた行政区となりました。

また、共産党の辰巳孝太郎候補も阿倍野区で4番目の得票で善戦しましたが、他区での票が伸びず前回に続いて涙を飲みました。

阿倍野区の投票率の歩み

H23年4月	第17回・統一地方選	(2位) 54.25%	(1位) 大正区 56.91%
H23年11月	知事・市長W選	(1位) 67.34%	(2位) 天王寺区 64.66%
H24年12月	第46回・衆院選	(1位) 63.19%	(2位) 天王寺区 60.91%
H25年7月	第23回・参院選	(1位) 57.61%	(2位) 住之江区 55.99%
H26年3月	橋下徹・出直し市長選	(1位) 27.23%	(2位) 天王寺区 25.87%
H26年12月	第47回・衆院選	(1位) 53.33%	(2位) 城東区 51.85%
H27年4月	第18回・統一地方選	(1位) 55.32%	(2位) 旭区 52.97%
H27年5月	都構想・住民投票	(1位) 73.97%	(2位) 天王寺区 71.78%
H27年11月	知事・市長W選	(1位) 58.31%	(2位) 天王寺区 54.12%
H28年7月	第24回・参院選	(1位) 57.72%	(2位) 城東区 55.61%
H29年10月	第48回・衆院選	(1位) 53.56%	(2位) 天王寺区 51.74%
H31年4月	第19回・統一地方選 + 知事・市長選	(1位) 58.69%	(2位) 旭区 56.01%
R元年7月	第25回・参院選	(1位) 54.91%	(2位) 天王寺区 52.49%
R2年11月	都構想・住民投票	(1位) 71.14%	(2位) 天王寺区 69.09%
R3年10月	第49回・衆院選	(1位) 63.44%	(2位) 天王寺区 60.36%
R4年7月	第26回・参院選	(1位) 59.20%	(2位) 天王寺区 57.25%

住民投票を求める会の事務局によりますと、集まつた20万8947筆の署名を各市区町村の選挙管理委員会に提出し精査してもらつた結果、有効署名数が19万2773筆ありましたので、知事に対し直接請求を行ふ権利を手にしました。

※議会事務局に確認したところ「法定署名数が確認できましたので、7月29日（金）に臨時府議会が開催される予定」との事です。本紙が皆様のお手元に届くころには賛否が決まっていると思いますが、その行方が気になります。

木下議員の話
地方自治法に定められた手続きに従つて署名が法定数を上回ったのであれば、住民投票を実施すべきで、どちらの結果が多数になつてもそれが府民の民意であれば、その結果に従つて対応する事が議会や行政の責務だと思います。

阿倍野区の第26回参院選の投票率は59・20%で市内24区中最高投票率をマークしました。これで、平成23年11月から続く市内最高投票率の連勝記録を15に伸ばしました。(別表参照)

この記録は、阿倍野区民の政治への関心の高さを表すもので、選ばれた

政治家も行政機関もこの民意にしつかりと応えていく事が求められていま
阿倍野区選挙管理委員会
「橋森宣正委員長の話」

識の高さの賜であり、心から敬意を表します。また、投票所の立ち合いをはじめ選挙に携わつて頂いた関係者の皆様には、改めて感謝申し上げます。

この記録が今後も継続できるよう、区選管としても積極的に取り組んで参ります。」

阿倍野区

市内最高投票率15連勝

直接請求署名活動

「カジノ・IRを問う」 住民投票条例案 ～府議会で否決か!?～

昨日行われる臨時府議会では、請求代表者による意見陳述の場も設けられます。そこで、ご署名頂いた賛同者を代表して知事と府議会議員に対しカジノの是非を問う「住民投票を行ふ意義」をお伝えしたいと考えています、とのことです。

ただ、仮に府議会に上程されても、維新の会が過半数の議席を有しておりますと現在、関係者によりますと現在、否決の方向で調整されているとのことです。

アベノジャーナル

★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★

6月10日の建設港湾委員会で、自民党の木下市議（阿倍野地区）と前田市議（北区）が、咲洲地区での太陽光発電事業の運営に関する、入札に参加していない上海電力が事業参加している事について厳しく追及しました。

近年、全国各地の太陽光発電の事業運営に中国資本の上海電力が参入している事がネット上で問題として取り上げられており、大阪市でも、入札に参加していない上海電力がいつの間にか咲洲の太陽光発電事業に参入している事が明らかになりました。

この事は、木下市議の質問主意書（市長に対する公開質問状）で明らかになつたもので、極めて不可解な手続きのもので上海電力の参入が認められており、行政の対応として適切であつたのかどうかが問題視されています。

もし、この理屈が成立するなら、税を滞納している会社が別の新たな会社を設立すれば、入札に参加して事業を請け負う事ができる事になり、「必要な提出書類」として明記する意味があるのか甚だ疑問です。

また、契約条件には「契約から半年以内に発電を開始する事」と明記されているにも関わらず、実際に発電が開始されたのは1年5ヶ月後の2014年5月で、その間、遅延理由の文書や事業計画の変更届などは提出されておらず、すべて担当者間での口頭でのやりとりで処理されていました。

本来であれば、契約条件の定めに従い、契約の解除手続きに移行すべき内容であるにも関わらず、特別な対応で処理された格好となっています。

大阪市では、当初の企業連合体との間で契約を交わしている訳ですから、合同会社に組織変更された際や、代表権を持つ社員として上海電力日本が入社する社員変更の際には、それぞれの節目節目で契約書を取り交わされてしかるべきと考えるのでありますが、これらの手続きも行わなくておらず、極めてずさんな契約事務が行われていました。

もし、現場等で事故や発電トラブルが発生した時には、大阪市には、伸和工業と日光エナジー開発の連合体との契約書しかなく、代表社員である上海電力日本の記載された合同会社にしての契約書は不存在で、合同会社との契約は成立していない事になる訳で、責任の所在が明確に示されています。

通常の役所の契約案件としては考えられない対応で手続きが進められており、入札当初から参加資格のない上海電力日本を事業参入させる為の回り道だったのでしょうか？

つまり、上海電力のダミー会社として日光エナジー開発を設立させて、企業連合体で落札し、その後、合同会社に組織変更し、社員変更で上海電力が事業参入するというシナリオであれば、辻つまが合うように思います。

**自民市議が
追及!**

咲洲における上海電力の事業参入の怪
々異例づくめの事務手続き

で副市長案件や助役案件といふ言葉をこれまで聞いた事がないと政策企画室の担当課長に確認した所、課長も「私も副市長案件という言葉を聞いた事はありません」と答弁しました。

る」と指摘すると、「あくまで原則であり、絶対ではない。例外的に認める場合もある」との答台で、どうも納得がきません。

第一条では「土地の貸付はおける相手方の変更は原則禁止されてい

きます。

尚、本件については、大阪市HP「建設港湾委員会(6月10日)」で質疑の動画をご覧いただけます。
また「月刊Hanada8月号」にも関連記事が掲載されています。
その他、下記ユーチューブチャンネルもご参照下さい。

入札
(2012年12月)

(企業連合体)

- ・伸和工業
- ・日光エナジー開発

貸借権譲渡承認

変更①
(2013年10月)

(合同会社)

- ・伸和工業
- ・日光エナジー開発

社員変更届出

変更②
(2014年7月)

(合同会社)

- ・伸和工業
- ・上海電力日本

QRコード
大阪市会議画配信

QRコード
百田尚樹チャンネル

QRコード
間のクマさん

松井市長は、「本件は、太陽光パネルを設置して発電事業を行う事を条件とする土地の賃貸供契約であつてキチンと発電して賃料を納めて頂いているので問題ない。」と答弁されました。

行政をチェックするのが議会の仕事です。行政手続き上、本当に問題がないのか?今後も同様の取り扱いで、入札に参加していない企業等が事業参入する事ができるのか?等々、公平公正に対応されたのかどうかを含めて検証していきます。

ません。当然です。副市長會議は、翌2013年4月1日から、前年の10月には名称そのものが存在していないのです。この市長発言を、「虚偽答弁」とみるか、「松井市長の思い違い」とみるかは市民の皆様に判断して頂きたいと思います。

告した上で適切な対応をすることを求められています。

しかしながら、本件について
は、半年以内の稼働契約である
にも関わらず1年5ヶ月後の稼
働に至った経過の報告を含めて
関係省庁に対して全く手続きを
されていなかつた事も明らかとな
っています。

改めて松井市長に答弁を求めると、「2012年10月10日の副市長会議で決裁した事で副市長案件である」との事でした。

これらの法律は、電力の安定供給及び停止の際のリスクについて担保されるべき内容が定められており、定められた期間内に稼働できない場合は、経済産業省及び資源エネルギー庁に認

る」と指摘すると、「あくまで原則であり、絶対ではない。例外的に認める場合もある」との答台で、どうも納得がきません。

